

令和8年度国保事業費納付金・標準保険料の仮算定結果について

1 福井県全体の令和8年度国保事業費納付金の概要

国保事業費納付金とは国民健康保険制度を維持するため、市が県を通じて国に納める費用

(1) 算定方法

国から示された仮係数及び福井県国保運営方針等で定めた方法により算定

$$\text{納付金} = \text{保険給付費等 A} - \text{公費等 B}$$

(2) 算定結果

(百万円)

		令和7年度 本算定	令和8年度 仮算定	増減
保険給 付費等 A	保険給付費	46,013	44,896	△ 1,117
	後期高齢者支援金	8,243	7,930	△ 313
	介護納付金	2,463	2,427	△ 36
	子ども・子育て支援金	0	658	658
公費等 B	前期高齢者交付金	24,694	24,350	△ 344
	その他公費	16,703	16,615	△ 88
	決算余剰金	0	0	0
A-B	納付金	15,322	14,946	△ 376

- ・ 子ども・子育て支援金制度の創設による子ども・子育て支援納付金分が増額
- ・ 被保険者数の減少により、保険給付費等が減少していることから納付金は減少（ただし、一人当たりの保険給付費は増加）

※被保険者数

【福井県】 7,198人減少 (R7) 11.4万人 → (R8) 10.6万人

【大野市】 240人減少 (R7) 5,162人 → (R8) 4,922人

2 大野市の令和8年度国保事業費納付金

	令和7年度本算定	令和8年度仮算定	増減
国保事業費納付金	667,645,048円	659,303,783円	△8,341,265円

- ・ 令和8年度納付金額を前年度と比較すると、約8百万円が減少

3 大野市の令和8年度標準保険料

標準保険料とは県が示す目安となる保険料額（市の税率設定の参考）

(1) 一人当たりの標準保険料（収納率反映前）

R8 標準保険料総額	R8 被保険者 推計	一人当たりの保険料		
		R7 本算定 A	(県) R8 仮算定 B	差額 A-B
554,722,358 円	4,922 人	108,599 円	112,703 円	△4,104 円

(2) 大野市の税率（案）と県の標準保険料率との比較

大野市の保険税率（案）A

区分	所得割	被保険者 均等割	世帯別 平等割	18歳以上均 等割額
医療分	6.85%	28,000円	20,200円	0円
後期支援分	2.60%	10,500円	7,300円	0円
介護分	2.20%	11,300円	5,700円	0円
子ども支援分	0.14%	600円	400円	50円
合計	11.79%	50,400円	33,600円	50円

県の標準保険料率 B

区分	所得割	被保険者 均等割	世帯別 平等割	18歳以上均 等割額
医療分	5.98%	26,527円	17,222円	0円
後期支援分	2.62%	11,571円	7,512円	0円
介護分	1.97%	10,427円	5,058円	0円
子ども支援分	0.14%	611円	393円	37円
合計	10.71%	49,136円	30,185円	37円

保険料率の差 A-B

区分	所得割	被保険者 均等割	世帯別 平等割	18歳以上均 等割額
医療分	0.87%	1,473円	2,978円	0円
後期支援分	-0.02%	△1,071円	△212円	0円
介護分	0.23%	873円	642円	0円
子ども支援分	0.00%	△11円	7円	13円
合計	1.08%	1,264円	3,415円	13円

令和8年度大野市国民健康保険税の税率(案)について

1 国保税の改定方針

(1) 基本的な方針

- ・ 県の示す国保事業費納付金の動向を毎年分析し、必要に応じて保険税を改定
- ・ 一般会計から財源補填分の法定外繰入を行わないよう基金を取り崩して運用

(2) 将来的な保険料水準の統一に向けた対応

- ・ 令和6年度に改定された第3期福井県国民健康保険運営方針に添って、令和12年度までに県の示す標準保険料率に合わせていく必要がある

2 被保険者の推移について

4~3/12 (平均)	R5	R6	R7(見込)	R8(見込)
世帯数	3,885 世帯	3,688 世帯	3,559 世帯	3,356 世帯
被保険者数	5,942 人	5,548 人	5,281 人	4,850 人

・ 減少要因として、少子化・後期高齢者医療保険への移行・被用者保険適用拡大によるもの

3 国民健康保険基金残高の推移について

(単位：円)

	R3	R4	R5	R6	R7(見込)
基金残高	56,912,799	66,917,629	76,922,266	106,977,004	162,201,004
取り崩し額	△24,900,000	0	0	0	0
積立額	0	10,000,000	10,000,000	30,000,000	55,000,000
利子積立額	6,767	4,830	4,637	54,738	224,000

4 大野市の一人当たりの保険税 (収納率等反映前)

R8 当初賦課保険税総 額(見込)	R8 被保険者 推計	一人当たりの保険税		
		市 R8 当初賦課 (見込) A	県 R8 仮算定 B	差額 A-B
557,672,000 円	4,850 人	114,984 円	112,703 円	2,281 円

※当初賦課保険税は、保険者支援分や財政安定化支援分を差し引いて算出 (福井県算出と同様)

5 令和8年度の税率(案)について

(1) 検討のポイント

- ・ 令和8年度は子ども・子育て支援金が新たに国保事業費納付金に追加される。
- ・ 令和12年度の県内保険料水準の統一を見据え、段階的に税率を県が示す標準保険料率に近づけていく必要がある。
- ・ 令和8年度診療報酬改定による負担増が見込まれる。
(現在仮算定には含まれていない)
- ・ 令和12年度の保険料水準統一以降、保険税の収納不足額については、市町の基金等で補うこととされているため、一定額の基金を保有し続ける必要がある。

(2) 税率改正について

- ・ 令和8年度の国民健康保険事業費納付金の仮算定については、加入者の減少に伴い保険給付費が減額されていることなどが要因となり、ここ数年は全体的に減少傾向が続いている。これは、団塊の世代が後期高齢者医療制度へ移行することや、被用者保険の適用拡大により国保加入者が減っているためである。
- ・ 令和8年度の大野市国民健康保険税(案)を福井県が試算した仮算定と比較すると、大野市国民健康保険税率は福井県仮算定率より高くなっている。これは、市独自の医療費水準や加入者構成の違いが影響している。
- ・ 医療費の動向を見ると、一人当たりの医療費は現状では横ばいだが、今後は診療報酬改定により増額が見込まれている。
- ・ 子ども・子育て支援金は、令和10年度までに段階的に引き上げられるため、毎年増額改正が必要である。
- ・ 福井県の保険料率に準じて引き下げることとは適切ではないと考える。



以上を踏まえ、令和8年度は現行税率を据え置き、子ども子育て支援金分の税額を追加する方針としたい。